

令和8年度
佐賀県子育て支援CSO
物価高騰対応事業費補助金
募集要項

佐賀県では、佐賀県内でコミュニティフリッジ及びこども宅食の活動に取り組む実施団体のみなさまに対し、物価高騰の影響により支出が必要となった物品購入にかかる経費の一部を補助します。

区分	募集受付期間 ※ 1	補助対象期間	実績報告期間
①第1期	令和8年5月1日 ～ 令和8年5月22日	交付決定日 ～ 実績報告日	事業完了日※2 ～ 令和9年1月29日
②第2期	令和8年7月1日 ～ 令和8年7月24日		
③第3期	令和8年9月1日 ～ 令和8年9月25日		

※1 募集受付期間に関わらず、予算がなくなり次第受付を終了します。

※2 事業完了後は速やかに実績報告書の提出をお願いします。

【問い合わせ先】

担 当 課：佐賀県 男女参画・こども局 こども家庭課 家庭支援担当（旧館3階）

住 所：〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

電話番号：0952-25-7567

Eメール：kodomo-katei@pref.saga.lg.jp

1 趣旨

コミュニティフリッジ及びこども宅食に取り組む実施団体のみなさまに対し、物価高騰の影響により支出が必要となった物品購入にかかる経費を補助することで、安定的・継続的な活動を支援するとともに、支援を必要とする家庭の経済的・精神的負担軽減を図ることを目的としています。

2 募集期間及び補助対象期間等について

第1期、第2期及び第3期に分けて募集します。ただし、本事業にかかる予算がなくなり次第終了となりますので、募集期間中であっても、受付を終了することがございます。

また、交付決定通知（交付決定日）をもって正式に補助事業であることが確定するため、交付決定前の支出については、ご注意ください。

区分	募集受付期間	補助対象期間	実績報告期間
①第1期	令和8年5月1日 ～ 令和8年5月22日	交付決定日 ～ 実績報告日	事業完了日 ～ 令和9年1月29日
②第2期	令和8年7月1日 ～ 令和8年7月24日		
③第3期	令和8年9月1日 ～ 令和8年9月25日		

3 補助金額について

補助金額は次に掲げる金額のいずれか低い方の金額となります。千円未満の端数は切り捨てとします。

(1) 補助対象経費の総額（支出合計）－（利用者からの料金収入＋寄附金＋他補助金等）

(2) 補助上限額

4 補助対象となる事業について

補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる条件を全て満たしているものとします。

交付対象者	交付の条件
①コミュニティ フリッジ運営者	・申請日時時点で概ね3か月以上の継続した活動実績があること ・申請日時時点で活動が休止中でないこと ・令和9年3月末までの活動計画があること
②こども宅食 運営者 (※2)	・申請日時時点で概ね3か月以上の継続した活動実績があること ・申請日時時点で活動が休止中でないこと ・令和9年3月末までの活動計画があること ・各世帯に対して月1回以上の訪問を行うこと

※2 市町社会福祉協議会が運営する活動、市町が運営する（委託する）こども宅食を除く

5 補助対象となる経費及び補助上限額について

コミュニティフリッジやこども宅食の活動に必要な経費のうち、下記のものについて補助します。

区分	対象経費	補助率	補助上限額
①コミュニティ フリッジ 運営者	物価高騰対応事業(物価高騰により寄付で 賄い難い物品を補助事業者が購入し、当該 物品を活用して実施する事業をいう。)を 行う補助事業者の事業(左記区分に掲げる ものに限る)にかかる経費(国、地方自治体 及びその他の団体(日本財団等)から補助金 等の財政的支援を受けている経費を除く。)	10/10	1団体あたり、 基準日(※3) における登録世 帯数1世帯(登 録者数1名)に つき7千円
②こども 宅食運営者	・提供用の消耗品費(米、肉、野菜等の食 材、参考書、文具等の学習教材、トイレ ットペーパー、容器等の日用物品) ・各世帯を訪問する際に必要となる燃料 (こども宅食のみ) ・その他知事が必要と認める経費		1団体あたり、 基準日(※3) における宅食利 用世帯(配達世 帯)数1世帯に つき7千円

※3 交付申請日の属する月の初日

※こども家庭庁が実施する「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」による支援を受ける場合やその他自治体を実施する同趣旨の補助金を受給される場合は、重複しな

い経費を申請いただく必要があります。

6 交付申請について

募集期間内に次の（１）～（５）の書類をそろえて、こども家庭課までＥメール又は郵送、持参のいずれかでご提出ください。

書類作成にあたり、ご不明な点等があれば、こども家庭課までお問合せください。

（１）令和８年度佐賀県子育て支援ＣＳＯ物価高騰対応事業費補助金交付申請書

（様式第１号）

（２）事業の内容及び経費の配分（別紙１）

（３）事業計画（別紙２（様式第１号関係））

（４）収支予算（別紙３（様式第１号関係））

（５）誓約書（別紙９（様式第１号関係））

（６）口座振替申出書（別紙１０）

（７）消費税等仕入控除税額確認書（別紙１１）

【注意事項】

- ・ 申請は１回限りとします。
- ・ 審査にあたり、書類に不備や不足がある場合は、再度提出を求めることがあります。
- ・ 提出された書類等については返却できません。また、原則として佐賀県情報公開条例に基づく情報公開の対象となります。
- ・ 募集期間後の申請は受付できませんので、期限厳守をお願いします。また、受付時又は受付後に書類の不備等が判明した場合は、当該募集期間中での交付決定が行えず、補助対象期間が変更となることもあるため、期間に余裕をもってお申し込みください。
- ・ 本事業にかかる県の予算がなくなり次第、受付は終了となります。

7 補助金の交付について

提出された申請書について、申請内容が補助金の交付対象条件に適合するものであるか県

で審査を行います。適合すると認めたときは、補助金の交付を決定し、令和８年度佐賀県子育て支援ＣＳＯ物価高騰対応事業費補助金交付決定通知書を通知し、原則、精算払いで補助金を交付します。

【注意事項】

補助対象期間外に生じた経費は補助対象外となります。

８ 事業の変更がある場合

補助金の交付決定後、事業内容の変更により、補助金の交付額に変更が生じる場合は、事前に以下の（１）～（２）の書類をそろえて、こども家庭課までＥメール又は郵送、持参のいずれかでご提出ください。

（１）令和８年度佐賀県子育て支援ＣＳＯ物価高騰対応事業費補助金変更承認申請書

（様式第２号）

（２）交付申請時に提出した書類のうち、変更のあるもの

（事業計画書、収支予算など）

また、補助金の交付決定後、事業内容の変更により補助金の交付額の増額を希望する場合は、本事業に係る県予算の範囲内において増額を行うことが可能なことを確認するため、まずは、こども家庭課へお問い合わせください。

なお、補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の２０％以内の金額の変更であれば申請は不要とします。

９ 実績報告について

補助事業完了後、令和９年１月２９日までに、次の（１）～（６）の書類をそろえて、こども家庭課までＥメール又は郵送、持参のいずれかでご提出ください。

（１）令和８年度佐賀県子育て支援ＣＳＯ物価高騰対応事業費補助金実績報告書

(様式第3号)

- (2) 事業の内容及び経費の区分(別紙(様式第1号関係))
- (3) 事業実績の概要(別紙4(様式第3号関係))
- (4) 収支決算(別紙5(様式第3号関係))
- (5) 領収書整理簿等(別紙6、7、8)
- (6) 領収書、レシートの写し(A4サイズの白紙に領収書等を貼り付けたものの写し)

10 補助金額の確定及び精算について

提出された実績報告書が補助金の交付対象条件に適合するか県で審査を行います。

審査後、交付すべき補助金の額を確定し、確定補助金額及び交付決定補助金額、交付済補助金額を通知します。

概算払いで既に受け取っている場合で、補助金の金額が、補助金交付確定額を超えている場合は、超過分を期日までに県に返還していただきます。

【注意事項】

- ・ 審査にあたり、書類に不備や不足がある場合は、再度提出を求めることがあります。
- ・ 提出された書類等については返却できません。また原則として佐賀県情報公開条例に基づく情報公開の対象となります。
- ・ 審査の結果、補助金の交付対象条件に適合しない場合は、補助金の一部又は全額を返還していただく場合があります。

11 その他留意事項について

補助金の適正な執行を期するため、県や県の委託する団体が立入調査を実施する場合があります。

以上